I. 総括研究報告

食品行政における国際整合性の確保と
食品分野の国際動向に関する研究

渡邉敬浩

令和 7 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金　食品の安全確保推進研究事業

食品行政における国際整合性の確保と食品分野の国際動向に関する研究

総括研究報告書

研究代表者　渡邉敬浩　国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 室長

研究分担者　上間　匡　国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部　部長

研究分担者　渡邉敬浩

研究分担者　熊谷優子　和洋女子大学家政学部 教授

研究協力者　松田りえ子　国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 客員研究員

研究協力者　山﨑由貴　国立医薬品食品衛生研究所食品部　主任研究官

研究協力者　遠矢真理　国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部　主任研究官

研究協力者　陳内理生　国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部　主任研究官

研究協力者 (CCMAS 連絡協議会構成員)

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会	温泉川肇彦
公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所	井上　誠
一般財団法人日本穀物検定協会	森田剛史
一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	山口考幸
一般財団法人食品環境検査協会	榎田　剛
一般財団法人化学研究評価機構	早川雅人

研究概要

フードサプライチェーンがグローバル化した今日においては、農業国における食料の生産量減少あるいは流通停滞があれば、消費国における食料供給は直接的な影響を受ける。様々な地政学的出来事の影響もありわが国においても食品の価格高騰が続いており、食料安全保障施策の実行が課題となっている。このような状況において、国民が安全な食品を不足することなく消費できるようにするために、わが国における食品行政の今後の取組においては国際整合性の確保がますます重要となり、厚生労働省や消費者庁による検討が必須である。特に厚生労働省には、食品衛生における微生物学的リスクの管理、及び食品が安全であることの監視や公正な貿易に資する輸出入検査に係る施策の立案と実行が求められる。

食品行政の国際整合の要となる Codex 食品規格委員会(Codex 委員会)や経済連携協定、及び協定に基づき開催される技術的協議では、科学的根拠に基づく議論及び交渉を的確に行わなければならない。高度な専門性を要する科学的な議論や交渉に政府が継続して取り組むためには、食品行政の国際整合や食品分野の国際動向に精通し、かつ科学的知見の収集と分析が可能な専門家による中長期的な取組と支援が必要である。本研究においては、厚生労働省により実施される食品行政上重要な、Codex 委員会下に設置された 3 つの部会、すなわち食品衛生部会(CCFH)、分析・サンプリング法部会(CCMAS)、食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)を対象に、食品規格や基準、各種規範、ガイドライン等の Codex 文書を策定するにあたり必要な科学的知見や議論の経緯等の情報を収集・分析し、わが国政府の対処方針の決定並びに議場での発言に資する助言を提供すること等を目的として検討を行った。また、 食品汚染物質部会(CCCF)により CCMAS に承認が求められるサンプリングプランと分析法の食品安全に係る監視行政上の重要性が再認識されるに至り、当該部会も本研究の対象とし取組を開始するために準備を進めた。

当研究班各分担研究者並びに協力研究者は、それぞれが研究対象とする Codex 部会の会合が開催された場合には、日本代表団の一員として臨み、政府担当者による発言等の活動を支援した。日本政府による発言の一部は部会報告書に記録された。

本研究班の活動は、Codex 委員会下に設置された各部会の中から、特に食品衛生、検査及び輸出入時認証上の重要度の観点から選択した部会を対象とし、わが国政府のそれら部会における活動を支援するための情報収集、解

析、論点の整理、またそれらに基づく助言等の提供を主とする。それら部会への取り組みに加え、厚生労働省による食品衛生、検査及び輸出入時認証に係る行政(監視行政)施策に資する情報収集等の関連研究にも取り組む。

本研究総括報告書は、各分担研究者等により執筆された分担研究報告書から選択した研究内容を、原文に忠実に抽出するとともに再構成することによって作成されている。よって、詳細は各分担研究報告書によりご確認いただきたい。

Codex 委員会における政府の活動支援
並びにそれに資する関連研究

食品は、ヒトの生存と健康で豊かな生活に不可欠である。その流通はグローバルなものとなった。わが国の食卓にも様々な国で生産された食品が日常的に並ぶ。しかしその一方で、ある国による食品供給が滞れば、その影響は複数の国に及び食品価格の高騰等によって顕在化する。わが国も含め世界の国々は、食品がグローバルに流通することによる恩恵を受けていることに加え、それが途絶えた場合のリスクについても再認識していることであろう。

安全な食品の公正な取引を通じて消費者に豊かな食を提供し、その健康を保護することは、各国政府における食品安全行政の基礎となる課題である。また、食品がグローバルに流通する産品となった現在であるからこそ、各国は自国の食品安全行政の目標を達成するためにも、世界的な調和を強く意識しその達成にコミットしなければならない。

Codex 食品規格委員会(Codex 委員会)は、わが国を含む加盟国における食品安全行政の国際整合に直結する課題に取組むために様々に議論をし、国際食品規格を含む各種 Codex 文書を策定する場である。2026 年 4 月現在、Codex 委員会には 188 の国と 1 機関(EU)が加盟している。わが国も Codex 加盟国の一員として、積極的に議論に加わり貢献する必要がある。

コロナ禍後の Codex 委員会の活動は、議場の様子をブロードキャスティングすることや Zoom での発言権を認めたハイブリッド形式の会合開催など新たな技術を活用し、包括性に配慮した新たな試みも開始されている。

当研究班各分担研究者並びに協力研究者は、それぞれが研究対象とする Codex 部会の会合が開催される場合には日本代表団の一員として臨み、政府担当者による発言等の活動を支援する等、わが国による Codex 委員会への取組に資する研究を中長期的な展望の下で継続している。本総括報告書では、わが国の食品安全行政のうち、特に監視行政との関係性から重要度の高い、Codex 委員会下に設置された 3 つの部会並びに新たな取組の必要性が確認された食品汚染物質部会、及び各部会に関連する研究分野への取組の結果について、総括し報告する。

A．研究目的

(1) Codex 食品衛生部会(CCFH)

近年のグローバルな食品流通にお

いては、アジア各国との取引において米国や欧州連合(European Union；EU)の認証を取得していることが前提となっており､我が国からもEU向けのカキの輸出等が行われている。

さらには、日本の基準や措置が国際的な基準や措置よりも厳しく、そうであることの科学的根拠が乏しいと判断されれば非関税障壁として指摘される場合もある。このため食品衛生に関わる規格基準や製造基準について、国際的な基準に一致させていくことが必要となっている。

食品の貿易障壁をとりのぞき、かつ消費者の健康保護を目的とした国際的な取り組みとして、FAO 及びWHO が設立した Codex 委員会が存在する。Codex 委員会下には多数の部会が設置されており Codex 食品衛生部会(Codex Committee on Food Hygiene:CCFH)はその 1 つである。CCFH は、食品衛生に関わる基本的な規定を作成することなどを目的としている。

本報告書においては、食品衛生における国際標準化の現状とその動向把握を目的として参加した CCFH 第55 回会合(CCFH55)の概要を報告する。

(2) Codex 分析・サンプリング法部会(CCMAS)

Codex 分析・サンプリング法部会(Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling: CCMAS)は、Codex 委員会下に設置された一般問題部会の 1 つであり、品目に依らず食品を対象とする各種の分析・サンプリング法を検討し承認を行う。また、輸出入時検査において考慮すべき各種の Codex 文書を策定するため、わが国の監視行政における重要度も高い。

本研究では、2025 年 4 月 29 日及び 4 月 30 日の事前会合(バーチャルワーキンググループ:VWG を含む)、2025 年 5 月 5 日から 5 月 8 日の本会合、5 月 14 日の報告書採択の日程でバーチャル開催された Codex 分析・サンプリング法部会 CCMAS 第 44 回会合により取り上げられた議題から選択し、各種分析法やサンプリング法の承認、Codex 文書の改訂や新規開発、及びその他討議文書の作成に関する議論を解析し論点を明らかにすることを通じて、わが国がとるべき対応について検討することを目的とした。

その他の関連研究として、CCMASによる承認が付託されるであろう分析・サンプリング法の情報を入手・整理し、より適切な承認のための議論に活用するため、Codex 汚染物質部会(CCCF)第 18 回会合に参画し、

議論に臨んだ。また、国内における Codex 文書の活用促進を目的に、2025 年に Codex website に掲載された情報提供文書“Procedure for the Estimation of Measurement Uncertainty ”(測定値の不確かさ推定手順)を翻訳した。

(3) Codex 食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)

本研究では、①Codex 委員会に設置された食品衛生、検査、及び輸出入認証上重要な部会である食品輸出入検査・認証制度部会(Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification System: CCFICS)における食品管理体制の同等性評価等、検査認証に関連するガイドラインの策定状況に関する情報を収集し、輸出入認証に係るシステムを構築するにあたり、科学的な観点から政府方針や議場発言に助言を提供すること、②CCFICS の対象課題に関連する国際標準とわが国との相違点を明らかにし国際整合のために提言すること、さらに③CCFICS の決定が影響を与える可能性のある新たな課題を科学的な観点から特定し今後の検討を提言することを目的とした。

B. 研究方法

(1) CCFH

CCFH55 に参加し情報収集を行うとともに、Codex website にて公開されている CCFH55 の final report、議場配布文書 (Conference Room Document: CRD)、議題書等を用いて、議論の概要をまとめた。

(2) CCMAS

CCMAS を対象とした研究では、CCMAS 第 44 回会合時に使用された討議文書並びに提出された各国コメントや議場配布文書 (Conference Room Document: CRD)を含む関連文書、また会合報告書(REP25/MAS)等の収集と解析、さらにわが国のコメント案等の作成に係る過程の検討を主たる研究方法とした。

本研究の遂行に必要な関連情報として、AOACI、IDF、AOCS、NMKL、IUPAC、EURACHEM といった分析に関する国際的な組織が発刊する書籍、分析法集、ガイドライン、インターネット上に公開されている情報等に加えて、ISO といった標準化を任務とする組織が発行する規格を用いた。

その他、Codex 手続きマニュアル(30 版)、Codex 委員会が発行する各種規格及びガイドライン、国内の規格やガイドライン、各国政府機関の HP や公開文書、その他学術論文や専門書を用いた。CCMAS 以外の各 Codex 部会の情報は、Codex ウェブ

サイト等を通じて入手するとともに、国内に組織されている Codex 連絡協議会への出席と傍聴を通じても入手した。

翻訳した「測定の不確かさ推定手順」(原題 : Procedure for the Estimation of Measurement Uncertainty)は、2025 年 5 月 21 日付けで Codex ウェブサイトに公開された文書を入手した。

本年度の研究においては、CCMAS 第 45 回会合以降の会合においても継続して承認が議論されるスパイス・ハーブに含まれる汚染物質検査のための分析・サンプリング法の情報を事前入手し、承認の議論に活用することを目的に、2025 年 6 月に開催された CCCF 第 18 回会合に参画して議論に加わるとともに討議文書等の解析を行った。

(3) CCFICS

CCFICS 第 27 回会合における検討の結果、電子的作業部会(EWG)で検討をすることとなった事案に関する討議資料等の収集・整理をした。

C.D. 結果及び考察

C.D. (1) CCFH

CCFH55 は米国テネシー州ナッシュビルにおいて 2025 年 12 月 15 日から 19 日にかけて開催された。米国農務省 (U.S. Department of Agriculture:USDA) 食品安全検査局微生物・化学的危害部門ディレクターである Evelyne Mbandi 博士が議長を務め、参加機関は 51 加盟国、1 加盟機関、13 オブザーバー機関、及び 1 国連機関であった。初めに議題の採択が行われ、以降、議題に沿って進行した。議題及びその議論などについて抜粋し、以下に記す。

C.D.-(1)-1. 議題 2. Codex 委員会及び/又は他の Codex 部会から本部会に付託された事項

C.D.-(1)-1-1. 食品事業者向けアレルゲン管理実施規範

食品事業者向けアレルゲン管理実施規範(CXC 80-2020)について、食物アレルギー、セリアック病を引き起こす食品と食物アレルギーのリストを中心に「包装食品の表示に関する Codex 一般規格(CXS 1-1985)」と整合させる提案を検討した。その結果、将来の CXC 80-2020 の改訂時には再度検討される余地はあるもの、その提案に含まれていた food allergen という定義について、今回の改訂からは削除されることとなった。この他にも追加の修正がなされ、検討を完了した改訂案を第 49 回 Codex 総会(CAC49)による採択に諮ることとされた。一方で、Codex 食品表示部会(Codex Committee on Food Labelling:CCFL)による CXS 1-1985 の

Annex における予防的アレルゲン表示(precautionary allergen labelling ; PAL)に関する作業終了後に、CXC 80-2020 のさらなる改訂を CCFH 第 56 回会合(CCFH56)にて検討する可能性があることが認識された。

C.D.-(1)-1-2. ヒスタミンのサンプリング計画を策定

CCFH55 において、魚及び水産製品に関する 11 の個別 Codex 規格に関連する、ヒスタミンのサンプリングプランを策定する作業について、Codex 魚類・水産製品部会(Committee on Fish and Fishery Products:CCFFP)に差し戻すよう、CAC49 に要請することに合意した。

C.D.-(1)-1-3. Guidelines for the control of Trichinella spp. in meat of Suidae (CXG 86-2015)への合意

世界動物保健機関(World Organisation for Animal Health:WOAH)による the Terrestrial Animal Health Code 及び the Terrestrial Animal Health Code の改訂に合わせて、Codex 事務局が作成した Guidelines for the control of Trichinella spp. in meat of Suidae (CXG 86-2015)の改訂案について合意した。

C.D.-(1)-2. 議題 3. FAO 及び WHO(JEMRA を含む)関連の作業状況

FAO から、食品由来ウイルス、カンピロバクター、サルモネラ、リステリア・モノサイトゲネス、及び食物アレルゲンに関する科学的助言に加えて、食物アレルゲンに関するワークショップが開催されたこと、食品由来毒素産生クロストリジウム、原虫寄生虫、及び蠕虫に関する専門家会合を開催しており、その報告書が現在作成中であることなどが報告された。加えて、2026 年にオミクス技術を用いた微生物リスク評価に関する専門家会合が予定されていることも報告された。WHO からは、ウェブベースのリステリア症リスク評価ツール、伝統的食品市場に関する新たなガイドライン、食品安全に関するグローバル戦略 2022-2030、及び 2025 年食品由来疾病負荷推計についての報告があった。

C.D.-(1)-3. 議題 4. 他の国際機関から生じた関心事項

国際標準化機構(International Organization for Standardization ; ISO)から ISO 技術委員会 34・分科委員会 9(フードチェーンの微生物学)の活動の概要と ISO 規格が適正試験室規範、試験法の妥当性確認、及び全ゲノムシーケンシングの利用など

も対象としていることなどが報告された。また、WOAH において、The Terrestrial Animal Health Code 及び The Terrestrial Animal Health Code の改訂が 2023 年 5 月及び 2024 年 5 月に WOAH 総会によって採択されたことなどが報告された。

C.D.-(1)-4. 議題 5. 食品の生産及び加工における水の安全な使用及び再利用に関するガイドライン(CXG 100-2023)：水産物に関する Annex II、及び用途適合性評価・安全管理・再利用水の回収及び処理技術に関する Annex IV の提案草案(ステップ 4)

本ガイドラインは EWG 及び物理作業部会(Physical Working Group；PWG)の議長である EU から、JEMRA の科学的助言及び 2 回の協議のコメントを反映し Annex II(魚介類)を改訂したこと、及び Annex IV(適合用途水評価・安全管理・再利用技術)をさらに発展させたこと、またこれに伴い CXG 100-2023 本体及び他 Annex への改訂を行なったことが報告された。加えて、これら改訂のうち、大多数は PWG において合意が得られているものの、一部については PWG 内での最終的な合意に至っていない事項があることなどの報告がなされた。これらを踏まえた CCFH55 における議論において、EWG で作成された Annex II の原案において、potable (drinking) water から drinking water へ置き換えられたほか、「in-depth water fit-for-purpose assessment(詳細な用途適合性評価)」と「water fit-for-purpose assessment(用途適合性評価)」という用語の使い分けについて議論がなされ、一般的な文脈での使用や、クリーンまたは飲用水に特化する場合は「water fit-for-purpose assessment」が、それ以外の場合では「in-depth water fit-for-purpose assessment」を使用することとなった。この他、複数の修正が加えられ、Annex II 及び IV は、ステップ 5/8 での採択と「食品の生産及び加工における水の安全な使用及び再利用に関するガイドライン(CXG 100-2023)」へ収載するため、CAC49 に送付すること、これに伴う Annex IV との整合性を得るための CXG 100-2023 及び Annex I 及び III の改訂についても CAC49 による採択に諮ること、Annex II の作業完了について CCFFP に通知することなどが合意された。

これらの合意を受けて、「水産食品における病原性ビブリオ属菌の管理に対する食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン(CXG 73-2010)」の改訂のため、日本を議長国とし、ホンジュラス、モロッコ及びニュージーランドを共同議長国とする

EWG を設置することが合意された。本ガイドラインは、CCFH 第 54 回会合(CCFH54)において、ステップ 5 で採択されたものであるが、水に関する部分については確定しておらず、CXG 100-2023 Annex II が完成次第、再検討することとなっていたものである。この EWG において、CXG 73-2010 における水に関する部分について、CXG 100-2023 Annex II と整合させるための検討に向けた報告書を作成することとなった。

C.D.-(1)-5. 議題 6. CCFH が作成した Codex 文書と改訂版「食品衛生の一般原則(CXC 1-1969)」との整合

EWG 議長国である中国から CCFH54 において改訂された「食品衛生一般原則(CXC 1-1969)」と既存の CCFH 文書を整合させることについて合意されたことが説明された。この CCFH54 での合意に基づき「牛肉における Taenia saginata の管理に関するガイドライン(CXG 85-2014)」、「豚肉における Trichinella spp.の管理に関するガイドライン(CXG 86-2015)」及び「食品由来寄生虫の管理に対する食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン(CXG 88-2016)」について、整合化された改訂文書が EWG から CCFH55 に提出されていること、これらの改訂はセクション番号、見出しの修正などの文書の構造などの修正のみで、技術的な変更はないことが説明された。この整合化作業に加えて、CXC 1-1969 と CCFH 文書を整合させる際の課題と整合性を得るための改訂のための作業計画書案についても EWG より提案された。この EWG 案を踏まえて行われた CCFH55 での議論では、CXG 85-2014、CXG 86-2015、及び CXG 88-2016 について検討し、最終的な改訂案について、CAC49 による採択に諮ることが合意された。また、優先順位付けされた文書について整合化作業を継続するとともに、その作業について一般化するため、決定木等により文書化するための EWG を設置するとともに、中国を議長国、英国及びケニアを共同議長国とすることについて合意された。

C.D.-(1)-6. 議題 7. 食品中のウイルス管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン(CXG 79-2012)の改訂案(ステップ 4)

EWG 議長国であるカナダから、以下の説明がなされた。この改訂においては、定義の修正、CXC 1-1969 との整合に加えて、豚肉及び野生動物肉における E 型肝炎ウイルス(HEV)の制御に関する Annex III の追加が含まれている。この改訂には CCFH

第 53 回会合(CCFH53)において、JEMRA へ要求した科学的助言を考慮し行われたが、CCFH53 において要求した項目のうち、特に予防及び介入措置に関しては、JEMRA の第 2 回会合において検討されているものの、完全な報告書は未公表となっている。このため第 2 回会合の報告書が公表されたのちに、これらの事項を扱うことが提案された。さらに、CCFH55 においては特に議論すべき点として、冷凍農産物の定義、水に関する用語の整合性、疾病時の従業員の就業制限に関する指針、並びに Annex III に関連する製品表示などが挙げられた。加えて、このガイドラインをステップ 2 に戻すことが提案された。CCFH55 ではこれらを中心に議論がなされ、一部の修正については合意が得られた。最終的に、ガイドライン案をステップ 2 に戻すこと、JEMRA の第 2 回会合の報告書が公表されたのちに、予防及び介入措置を更新し、ステップ 3 でコメント回付すること、カナダを議長国、オランダを共同議長国とする EWG を再設置し、改訂を継続し、CCFH56 で再検討することなどが合意された。

C.D.-(1)-7. 議題 8. 鶏肉におけるカンピロバクター及びサルモネラ管理に関するガイドライン(CXG 78-2011)の改訂案(ステップ 4)

EWG 及び PWG の議長国である米国から、本ガイドラインについて整合性、対象、放し飼い及び管理環境下で飼育された鶏のリスクプロファイルなどを中心として議論、改訂案を作成したことが報告された。また、PWG はハイブリッドな整合アプローチに合意したことが指摘された。本ガイドラインの対象として、ブロイラーのと体及び部位に由来する生の鶏肉に限定すること、その中でも鶏レバーについては重点的な指針としたこと、薬剤耐性ついては、本ガイドラインの対象外であるものの、その重要性から CXC 61-2005 に従った抗菌剤の慎重使用への言及を追加したこと、保管温度については、具体的数値を削除し、該当する場合には 5℃未満を維持することを推奨することとしたことが報告された。これらを踏まえて、CCFH55 において、カンピロバクター及びサルモネラのいずれにおいても生存可能だが培養不能(viable but non-culturable: VBNC)について追記されること、敷料の再利用の際には、病原体の不活化処理とその管理方法のバリデーション、検証目的で時折の試験を行うこと、間引き出荷などの鶏群の一部を搬出する場合については、感染リスクの増加を考慮し、間引き出荷を行って

いない群のような感染の可能性が低い群の搬出を先に完了させ、その後に残りの鶏群の搬出を完了することが望ましいことなどが記載されることとなった。最終的に、CCFH55 において、改訂ガイドラインをステップ 5/8 で CAC49 の採択に諮ることに合意がなされた。

C.D.-(1)-8. 議題 9. 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理に対する食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン(CXG 61-2007)の改訂案(ステップ 4)

EWG の議長国である米国から、JEMRA の助言及び勧告を取り入れ、CXC 1-1969 や「食品に関連する微生物学的規準の設定及び適用に関する指針(CXG 21-1997)」など他の Codex 文書との整合を目的とした改訂であることが報告された。また、この改訂案の作成に伴い、“そのまま喫食可能な”(Ready to Eat: RTE)食品の定義が「合理的に予見可能(reasonably foreseeable)」という概念を含むよう更新したこと、CXC 1-1969 との整合、Annex I の全面改訂、Annex II 及び III の順序の入れ替えなどの構造的な見直しが行われたことを報告した。これを踏まえて、CCFH55 では、以下の点などが議論された。他の Codex 文書との整合及び WHO の勧告に沿うため、保管、流通などの際の冷蔵温度を 6℃から 5℃へ変更することが合意され、かつ該当する箇所全体に適用されることとなった。また、RTE 食品の定義に「合理的に予見可能」との文言が含まれることに対して、わが国から、生産者の想定によらず、消費者の判断により RTE 食品として消費されることが「合理的に予測可能」なものまでその定義に含めることは、国際貿易の障壁となることから、この文言を削除することが提案された。例えば、米国でリステリア食中毒の原因食品として報告されているエノキタケは、生産者が生食を想定していないにもかかわらず、消費者の判断で生食されたことにより、食中毒が発生したもので、生産者がそのような消費者の行動まで予想することは困難である。わが国のこの提案に端を発し、長時間の議論が行われた。その結果、歩み寄りの精神により、RTE 食品は「通常、食品安全を達成するための追加の検証済み処理なしで喫食される食品(生または加工品)、または消費者の習慣や慣行の証拠に基づき、そのような処理なしで喫食されることが合理的に予見可能な食品」と定義され、かつ「合理的に予見可能」について、「合理的に予見可能とは、集団、サプライチェーンまたは地域における習慣を示

すデータまたはその他の情報に基づき、発生が見込まれる頻度を意味する(その習慣が当該食品の意図された使用でない場合でも)。製品ラベル上の保存及び調理に関する指示は、想定される使用方法を示し得る。合理的に予見可能とは、あらゆる想定可能な使用(または誤用)を意味するものではない。」(Codex CCFH55 Final report para. 124 及び Appendix VII より引用)と脚注が付与されることで合意された。さらに、EWG 作成の改訂案では、食品事業者は食品媒介アウトブレイクの調査データなどから合理的に予見可能な使用も考慮すべきとされ、その例として本来加熱調理する食品が加熱されずに使用されうるものとしてスープミックスが提示されていた。これに関してもわが国から、スープミックスはこれまでアウトブレイクとの関連がないことから、より適切な例として冷凍エンドウ豆及びエノキタケを採用することが提案され、合意された。その他修正も含めて、すべての論点が解決されたことが確認され、最終的に改訂ガイドラインをステップ 5/8 で CAC49 の採択に諮ることが合意された。加えて、CCFH56 において、RTE 食品の定義を整合させ、CXC 1-1969 への組み込みこむ可能性を検討することなども合意された。

C.D.-(1)-9. 議題 10. その他の事項及び今後の作業(新規作業／フォワードワークプラン)

CCFH55 において検討された、作業計画(forward work plan)及び優先順位に関する PWG(議長国：米国)の勧告と、その他の今後の作業計画に関連する追加提案について、以下のコメント及び決定がなされた。

C.D.-(1)-9-1. 食品衛生の一般原則(CXC 1-1969)との構造的整合について

バルク食品及び半包装食品の輸送に関する衛生実施規範(CXC 47-2001)、ボトル入り/包装飲料水(天然ミネラルウォーターを除く)に関する衛生実施規範(CXC 48-2001)、天然ミネラルウォーターの採取、処理及び販売に関する衛生実施規範(CXC 33-1985)について、改訂された食品衛生の一般原則(CXC 1-1969)との整合を優先することを CCFH が作成した Codex 文書の整合に関する EWG に要請することで合意した。

C.D.-(1)-9-2.水産食品中の病原性ビブリオ属菌の管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドラインの改訂(CXG 73-2010)

食品生産における水の安全な使用及び再利用に関するガイドライン

(CXG 100-2023)の Annex II(魚及び水産製品)の作業完了を受け、CXG 73-2010 の改訂作業が再開予定で、すでに EWG が設置されていることが示された。

C.D.-(1)-9-3.食品事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範の改訂(CXC 80-2020)

CCFL による PAL に関する作業の完了後に、中国(豪州・ガーナと協力)による本ガイダンスの改訂に関する討議文書及び新規作業提案文書の作成が予定されていることが示された。

C.D.-(1)-9-4.細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範の新規作業提案

シンガポールが、中国、韓国、サウジアラビア及び英国と協力して提出した細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範の新規作業提案について議論が行われ、見解の相違があり、本新規作業提案の承認を CAC に求めることに対して十分な支持が得られていないことなどから、本提案は今後の作業計画(Forward Workplan)に位置付け、将来の CCFH において再検討されうるとすることが合意された。

C.D.-(1)-9-5.急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する実施規範の改訂(CXC 8-1976)

CXC 8-1976 の改訂に関する新規作業提案について議論され、FAO 及び WHO に対する CXC 8-1976 に示される各種食品カテゴリーについて冷凍保管温度の閾値に関する科学的助言の提供を要請することや、チリに対し、豪州・ブラジルと協力し、CXC 8-1976 改訂提案を作成し、CCFH56 での検討のために提出するよう要請することが合意された。

C.D.-(1)-9-6.乳児及び幼児用粉末調製乳に関する衛生実施規範の改訂(CXC 66-2008)

CCFH55 は、JEMRA に対し、乳児用調製粉乳における芽胞形成菌(ボツリヌス菌及びセレウス菌を含む)に関するリスク評価の実施、Cronobacter 属菌及びサルモネラなどの環境由来病原体に関するリスク評価及び科学的助言の更新及びその他関連する科学的助言の提供を要請した。

C.D.-(1)-9-7.その他の事項

食品媒介寄生虫に関連する CCFH 文書の更新の必要性について、加盟国から質問がなされ、Codex 事務局から、専門家会合は開催されているものの、完全な報告書は公表に至っていないことなどの回答がなされた。

C.D.-(1)-9-8. 今後の作業計画 (Forward Workplan)

CCFH55 は、米国を議長国とする作業優先順位に関する PWG の設置や Codex 事務局への新規作業提案のための回覧文書(CL)の発出要請などについて合意した。

C.D. (2) CCMAS

C.D.(2)-1. CCMAS 第 44 回会合で行われた議論の解析

2025 年 5 月に開催された CCMAS 第 44 回会合における主要議題の結果を以下に整理して示す。

C.D.(2)-1-1. 議題 3 Codex 規格における分析条項並びにサンプリングプランの承認

フィッシュソース規格に関連するアミノ酸窒素の定量分析法について

Codex 分析・サンプリング法規格 CXS 234-1999 の点検と見直しの作業に伴い、フィッシュソースの規格(CXS 302-2011)に含まれるアミノ酸窒素の定量分析法の維持について CCMAS 内で議論された。本件に関して、当該規格を策定した CCFFP に確認を求めたところ、現在のまま承認を継続することが要望されたことから、CCMAS はそれ以上議論することなく、当該分析法(AOAC 920.04 並びに AOAC 920.03)を CXS 234 に維持することに合意した。

乾燥肉に含まれる塩化物(chloride)の定量分析法について

CCAFRICA 第 25 回会合により提案された、塩化物を塩化ナトリウムとして定量する分析法(AOAC 935.47 並びに AOAC 937.09B)を CCAFRICA の提案の通り Type III に分類(Typing)し追加承認した。

食品グレードの塩に含まれる塩化ナトリウムの定量分析法について

CCFA 第 55 回会合において、食品グレードの塩の規格(CXS 150-1985)の見直しに伴い、当該規格に含まれていた塩化ナトリウムの定量分析法とサンプリングプランを CXS 234-1999 に移行させることが要請された。今次会合において CCMAS は、CCFA の要請に応じて当該分析法並びにサンプリングプランを CXS 234-1999 に移行させることに合意した。なお、当該塩化ナトリウムの定量分析法に関しては、分析法とサンプリングプランの詳細が CXS 234-1999 に収載されることになる。ただし、サンプリングプランに関しては本規格に対して適切な内容ではないとして後日見直すこととされた。

C.D.(2)-1-2. 議題 3.1 Codex 他部会から提出された分析並びにサンプリング法

CCNFSDU から提案された分析条項分析法の承認

・フォローアップフォーミュラー

フォローアップフォーミュラーを対象とした各種成分(ビタミン A、ビタミン E、ビタミン D、チアミン、リボフラビン、ナイアシン、ビタミン B6、ビタミン B12、パントテン酸、葉酸、ビタミン C、ビオチン、鉄、カルシウム、リン酸、マグネシウム、ナトリウム、塩化物、カリウム、マンガン、ヨウ素、セレン、銅、亜鉛、総核酸、コリン、ミオイノシトール、カルニチン、総アミノ酸、トリプトファン、総脂肪酸、粗タンパク質)を対象とする新たな分析法を Typing した上で承認するとともに、対応する既存分析法については Typing をし直すもしくは廃止することに合意した。これら分析法承認の結果を第 48 回 CAC による採択に諮ることとされた。

また、CCMAS は CCNFSDU に対して、年長乳児並びに年少幼児を対象としたフォローアップフォーミュラーの規格(CXS 156-1987)並びに乳児用調製乳規格(CXS 72-1981)に関して、分析法の性能規準の設定を求めるよう勧告することに合意した。ただし、CCMAS 第 40 回会合においても同様の合意があり、CCNFSDU について一連の元素類の分析法について性能規準の設定が勧告されたが CCNFSDU はそれに同意せず、個別分析法の承認が維持された。今次会合においては、過去の経緯も考慮した上で改めて勧告するものとして合意された。

・食物繊維

当該分析法の規格を策定した AOAC Int.が、食物繊維分析法の更新の必要性について説明した。CCMAS は CCNFSDU が提案した AOAC 2022.01/AACC 32-61.01/ICC standard No.191 を承認するとともに、CCNFSDU が分析法に付属させることを提案した以下の注釈について議論した。“Isolated, purified, and/or synthetic fibres captured by AOAC 2022.01/ICC Standard 191/AACC 32-61.01 that do not meet the Codex definition of dietary fibre in the Guidelines on nutrition labelling (CXG 2-1985) should be subtracted from the final measurement, where deemed appropriate by competent authorities.” (AOAC 2022.01/ICC Standard 191/AACC 32-61.01 により測定される単離・精製され、また/あるいは合成された繊維のうち、CXG 2-1985 における食物繊維の Codex 定義に合致しないものについては、規制当局が

適切であると判断する場合、最終測定値から差し引くべきである)。この注釈を AOAC 2022.01/AACC 32-61.01/ICC standard No.191 にのみ適用すべきものか、あるいは CXS 234-1999 Table 6 に挙げられた食物繊維分析法の全てに適用すべきものなのかが論点となった。既存の注釈があるため新たに提案された注釈は不要であるとの意見が提出された一方で、新たな注釈を加えるのであればその対象が全ての分析法であることを明確にし、上記 Table 6 の修正が必要であるとの意見も出された。CCMAS は最終的に、CCNFSDU により提案された注釈をもとに Table 6 の既存の注釈(複数ある注釈のうちの 2 番目)を修正することを CCNFSDU に提案し、CCNFSDU の合意が得られた場合に注釈を修正することに合意した。なお、新規提案された分析法の承認に伴い、既存の AACC Intl 32-50.01、AOAC 2011.25 を廃止することも合意された。

<u>その他の分析条項分析法の承認(CXS 234-1999 の見直しと点検により生じた関連事項)</u>

・Codex 事務局からの依頼

CXS 234-1999 の点検と見直し作業は、これまでに乳・乳製品、油脂、穀類・豆類、水産品等を対象とする分析法について完了しており、現在はココア製品・チョコレートを対象とする分析法の見直しがされているところである。この現在の見直しの状況を踏まえて Codex 事務局が点検をした結果、CXS 234-1999 には含まれておらず個別品目規格にのみ含まれている分析法が複数あり、それらの見直しが行われていないことが明らかとなった。そのため、フィットネスフォーパーパスの確認や必要に応じた Typing あるいは削除について検討することが CCMAS に依頼された。この依頼に対して①分析原理(Principle)の記述と Typing は次回会合までに検討すること、②分析法の記述等がされており可能な場合にはフィットネスフォーパーパスの観点からの点検が必要との注釈を付けた上で、特定された分析法を個別品目規格から CXS 234-1999 に移行すること、③乳脂肪製品に含まれる銅、フィッシュソースに含まれる塩化ナトリウム及び塩、塩漬けニシン並びにスプラウトに含まれる塩化ナトリウム及び塩の分析法に関して性能規準を提案すること等が議論された。

C.D.(2)-1-3. 議題 4 第 43 回会合からの継続事項

<u>議題 4.1 キノアにおけるたんぱく質の分析法</u>

CCMAS 第 43 回会合(2024 年)において、キノアにおけるたんぱく質の定量分析法として、ISO 1871 が Type IV に分類された上で承認された。この承認については、分析に使用する触媒や溶媒及びその濃度等の分析条件の詳細情報が得られた際には Typing を見直すことが注記されていた。本分析法について、Codex 事務局が発出した回付文書(CL 2024/91-MAS)に応じてアルゼンチン、ボリビア、ペルーが情報を提供していたが、今次会合においてラテンアメリカ地域調整部会(CCLAC)に属する加盟国(チリ、アルゼンチン、コロンビア、ペルー、ウルグアイ等の 7 ヵ国)は連名で CRD 19 を提出し、ISO 1871 の分類を Type IV から Type I に変更することを求めて試験室間共同実験の結果を共有した。しかし、会合に先立ち開催された分析法承認のための VWG においては ISO 1871 の Typing の見直しに関する結論は得られず、その一方で、ISO 1871 ではなく ISO 20483 を Type I として承認することの選択肢も示された。また、CRD 19 の提出が遅かったことから、本 CRD により提供された試験室間共同実験に関する情報を解析するには時間が不足した。

議場においても引き続き、CCLAC に属する加盟国、特にチリ、ウルグアイ、ペルーが承認済みの ISO 1871 の分類を Type I とすることを強く求めた。これに対してオーストラリアや AOCS は反対し、ISO 20483 を Type I とすることも含めて ISO の判断に任せるべきであると主張した。議論の結果、今次会合においては ISO 1871 を Type IV のまま維持することが合意されたが、この合意に対してペルーは留保の意思を示した。次回会合の直前に開催される分析法承認のための物理的作業部会において、CCLAC が提出した試験室間共同実験データを再度詳細に検討し、ISO 1871 の Typing の変更等について議論することになる。

議題 4.2 ホエイパウダーにおける水分の定量分析法

CCMAS 第 43 回会合(2024 年)において、ウルグアイをはじめとする CCLAC に属する加盟国が Type IV 分析法として承認された常圧加熱乾燥法(加熱温度 102±2℃)をラクトース含量が高いホエイパウダーに適用することを強く主張し、これに反対する世界酪農連盟(IDF)等と意見が対立して議論が膠着した。この状態を打開するために、CCMAS 議長が指名した有志の加盟国並びにオブザーバーが集まり、試験室間共同実験データを共有するなどして検討すること

とされた。今次会合においては、前回会合の後に解析されたデータに疑念が生じるなどして一時、常圧加熱乾燥法をホエイパウダーに適用可能であるとは判断できないとの意見も提出されたが、最終的には、下記の注釈をつけ Type IV に分類した上での承認を CAC に諮ることが合意された。CAC により採択されれば、CXS 234-1999 を修正し、適用可能な粉乳製品にホエイパウダーが加えられるとともに、今次会合で合意した注釈が付けられることになる。“Due to accessibility to equipment and calibration of the method ISO 5537 | IDF 26, the method as described in Appendix XI is listed as Type IV. In a dispute situation, the Type I method shall be used. This 102ºC method is less precise, and results may not be consistent with results obtained with ISO 5537 | IDF 26, in particular for powders with high natural lactose such as whey powders”(機器の入手可能性並びに ISO 5537| IDF26 法の校正の観点から、Codex 委員会が推奨する分析法の規格である CXS 234 の付属文書 3 に記載された分析法はタイプ IV 分析法として分類される。しかし係争時にはタイプ I 分析法を使用しなければいけない。102 ℃の分析法の精度はやや劣るため、特にホエイパウダーのような天然ラクトースを多量に含む粉乳については、ISO 5537| IDF26 法で得られる分析値と一致した分析値が得られない可能性がある)。

C.D.(2)-1-4. 議題 5 CXS234-1999 に収載されている分析・サンプリング法の点検

<u>議題 5.1 フルーツジュースを対象とする分析法の作業用パッケージ</u>

EWG の議長国であるドイツにより、CXS 234-1999 に収載されているフルーツジュース及びネクターを対象とした分析法の点検について、CXS 234-1999 と品目規格である“フルーツジュース及びネクターの一般規格”(CXS 247-2006)、EWG における作業の進展及び論点、CL2025/16-MAS に応じて提出された意見や疑問との関連を踏まえて説明された。国際果実・野菜ジュース協会(International Fruit and Vegetable Juice Association: IFU)の支援を受け、VWG での議論に基づき作成された CRD 37 が提示され、当該文書をもとに議場で議論された。主な議論は以下の通りである。

・CXS 234-1999 に収載されているフルーツ・野菜ジュース及びネクターを対象とする EU 規格(EN)分析法(全 30 方法)を設定していた技術部会

(TC)である CEN/TC 174 は、欧州標準化委員会(CEN)により 2023 年に解散された。これらの品目を対象とする EN 規格を引き継ぐ技術部会は CEN には無い。そのため、これらの分析法はすでに CEN によってサポートされていない。

・CXS 247-2005 のセクション 3.2 に記載の品質基準、セクション 3.3 に記載の真正性に関連した水の水素同位体比を求めるヨーロッパ予備規格 ENV 12142 及び同じく酸素同位体比を求める ENV 12141 が廃止された。そのため、フルーツジュースとネクターの品質及び真正性に関する分析条項について現在利用可能な分析法がない。IFU は近日中にも CEN 分析法に基づく分析法を策定する予定である。CCMAS は分析条項を削除すること、IFU 分析法が公開されるまで保留にすること、あるいは承認プロセスを経て新たな分析法を承認することについて判断しなければならない。

・CXS 247-2005 のセクション 4 に記載の添加物、セクション 5 に記載の加工助剤に関連した二酸化炭素の定量分析法は、既に利用できない。CCMAS は分析条項の削除、あるいは承認プロセスを経て新たな分析法を承認することについて判断しなければならない。

・複数の分析対象が同一の方法により分析される場合には、それらは個々の分析対象としてリストされ、扱われるべきである。

・CXS 247-2005 において品質並びに真正性に対する数的規準が欠如している点については、各分析法の定量下限(LOQ)の推定並びに LOQ により支持される“推定される最低水準あるいは閾値水準”の導出により扱わなければならない。

・利用できない分析法を新たな分析法により置き換えるとともに、正式に承認しなければならない。

・分析法の中には、その性能(例えば LOQ や適用可能濃度範囲)をフィットフォーパーパスの考え方に基づき検証すべきものがある。

・あるマトリクス/品目について妥当性確認された、あるいは限定されたスコープは、フィットフォーパーパスにより検証されるべきである。

・分析条項(例えば、リンゴ酸-D、クエン酸、グルコース-D、フルクトース-D)の中には、商業的で特許により保護された分析法(すなわち酵素法)を使用せざるを得ないものが含まれる。

・サッカロースという用語はより汎用的なしょ糖という用語で置き換えるべきである。

・二酸化炭素の分析法である IFU42

は削除すべきである。
以上の議論や意見を踏まえ、EWG の議長国であるドイツは以下の通り説明した。
・CXS 234-1999 に収載されているフルーツジュース並びにネクターを対象とした分析法を評価するために必要な品質並びに真正性に関する数的規準が CXS 247-2005 には欠如していたため、EWG においては、分析法の承認に関する合意形成に至らなかった。
・CXS 234-1999 がフルーツ並びに野菜ジュース及びネクターに使用される食品添加物に関する分析法を参照しているため、食品添加物の一般規格(GFSA, CXS 192-1995)において、分類 14.1.2.1 フルーツジュース、分類 14.1.2.2 野菜ジュース、分類 14.1.2.3 濃縮フルーツジュースを対象に設定されている上限規格と関連づけて考慮すべきである。
・CXS 247-2005 において対応する数的規準が示されていないが CXS 234-1999 に収載されている品質並びに真正性に関する残りの分析法については、分析法の専門家グループにより点検を行うことが勧告される。(該当する分析法は CRD 37 の Annex2 にまとめてある)
　以上の説明並びに議論を踏まえて、CCMAS 第 44 回会合においては以下が合意された。
・EWG 並びに VWG による検討及び議場での議論を通じて合意に至った分析法については、第 48 回 CAC による承認あるいは廃止の採択に諮ること。
・今次会合において承認あるいは廃止への合意に至らなかった分析法については、今後参集される専門家グループによる検討のために判断を保留すること。
・専門家グループの付託事項(Terms of Reference:ToR)は以下の通りとすること。
・品質と真正性に関連するパラメータの範囲を決めること。
・測定範囲もしくは検出下限(LOD)の上限を決めること。
・CXS 234-1999 並びに CXS 247-2005 に収載されている承認済み分析法の現在のリストを評価すること。
・現在承認されている方法が、フルーツジュースの品質と真正性の管理という目的に現在も適っており適切であるかを決定/検討すること。
・ジュースの一般規格としての品質及び真正性のために、将来的に CXS 234-1999 に追加することを CCMAS の承認作業グループにより検討可能な新しい分析法があるかを評価すること。
・将来的に CCMAS が検討すること

のできる新しい分析法の妥当性確認データを収集すること。

議題 5.2 カカオ製品及びチョコレートを対象とする分析法の作業用パッケージ

セルビアを議長国、米国を共同議長国として、CXS 234-1999 に含まれるカカオ製品・チョコレートを対象とした分析法を点検するための EWG の設置が CCMAS 第 43 回会合において合意され、今次会合においては当該 EWG による検討結果が報告された。会合前に開催された VWG においてもカカオ製品・チョコレートの規格内容に付随する分析法点検の課題が指摘されていたが、議場においても同様の困難さが説明された。例えば、議論された課題にはカカオ製品に含まれる脂肪を対象とした分析法の非選択性や、無脂乳固形分定量分析法のフィットフォーパーパスに関連した疑問等が挙げられる。このような疑問や課題がありつつも、共同議場国である米国は、いくつかの分析法の点検結果については合意が得られており、それら合意の得られた分析法の手続きを先に進めることを提案した。以下、明らかにされた課題のいくつかを示す。

・カカオ製品に含まれる脂肪分析法に関する課題

チョコレート及びチョコレート製品規格(CXS 87-1981)により規定されているチョコレート製品に含まれるココアバターを対象とした分析法について議論された。AOAC 963.15/ICA No.14 が該当する分析法として特定されたが本分析法には水分量の測定と補正が含まれていなかったため AOAC 997.10/ICA No.26 とともに使用することとされた。なお、AOAC 963.15/ICA No.14 は脂肪の分析法であってココアバターの分析法ではない。そのため分析対象とするチョコレート製品に含まれる脂肪は全てココアバターに由来することが前提となる。仮に乳脂肪等のココアバター以外の脂肪を含むチョコレート製品を分析する場合には、それら脂肪を選択的に分析可能な方法の追加が必要になると考えられる。そのため、今次会合においては当該分析法を承認せず、検討を継続することとされた。

・ココアバター以外の植物性油脂の分析法に関する課題

ココアバター以外の植物性油脂を対象に、AOCS Ce10-02 を Type IV に Typing した上承認することが VWG により勧告された。しかし、チョコレートに含まれるココアバター等量としての脂肪を対象とする ISO 分析法が Type I として承認されているこ

とから不整合を生じる可能性が考えられた。そのため今次会合においてはこれら分析法を承認せず、検討を継続することとされた。

・水分分析法に関する課題

現在の CXS 234-1999 には、常圧加熱乾燥法とカールフィッシャー法の 2 つの分析法が、いずれも Type I に分類された上で承認されていることが明らかとなった。上記 2 つの方法はいずれも定義分析法であり、同一の品目と分析条項との組み合わせについて併存することはない。この状況を踏まえて、VWG は分析法の Typing の変更を提案したが合意には至らず、継続して検討されることとされた。

以上のような個別課題ごとの長時間の議論の末、CCMAS 第 44 回会合においては、以下について合意された。

・合意された分析法に関しては、第 48 回 CAC の採択/廃止に諮ること。

・セルビアを議長国、米国を共同議長国とする EWG を再設置すること。EWG においては、カカオ製品・チョコレートを対象とする分析法の点検を継続すること。また、EWG の検討結果を報告書にまとめ、少なくとも会合開催の 3 ヶ月前には Codex 事務局に提出すること。

要点：Codex 委員会下に設置された多くの部会に共通する課題として考えることができるが、EWG の議長国等の重要な役割は、特定少数の先進国によって果たされている。近年、このような偏りの解消、並びに増加傾向にある議題を分散して取り扱うことにより議長国の経験が無い国のキャパシティーを構築すると同時に、特定先進国の負担軽減を目的とする動きがある。本 EWG の議長国を務めたセルビアは、これまで議場においてほぼ発言等することなく、その点からも CCMAS における経験は少ないと判断することができる。今般、本 EWG の議長国として立候補した背景は不明であるが、今次会合に提出された検討結果を見る限り準備が十分とは言えず、良質な議論のための材料は提供されなかった。次回会合に向けて設置される EWG の議長国もセルビアが継続して務めることとなるが、わが国にもセルビアの検討を支援するような取組が望まれるところであろう。ただし、検討対象がカカオ製品・チョコレートであることから、他国以上の意見をわが国から提出することは困難かもしれない。

その他、ウルグアイを議長国として、砂糖・蜂蜜を対象とした分析法の点検作業を開始することに合意した。

C.D.(2)-1-5. 議題 6 サンプリングプラン

議題 6.1 情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン-サンプリングプランアプリケーションを含む e-book

本情報提供文書の開発検討のために設置された EWG の議長国であるニュージーランドが、文書開発の背景並びに経緯について説明した。また、本情報提供文書は、Codex 委員会の公式文書(Codex text)ではないため、CAC の承認もステッププロシージャーに沿って進めることも不要である一方、CCMAS や各部会による内部文書として使用されかつ web サイトへの掲載を通じて社会に示されるものであることが説明された。

本文書には、CXG 50 の改訂に併せて開発が進められている、必要な情報(例えば、生産者危険、消費者危険、ロットに要求する品質水準等)を入力することで統計学的な根拠を有し評価されたサンプリングプランを作成するためのツールである、複数のサンプリングアプリケーション(App)へのリンクが含まれる予定であるが、現在版には均質なロットを対象とした App 1 へのリンクのみが収載されている。その他の App は開発途中であると説明されている。このような状況も踏まえ、本文書は必要に応じて更新される「a living document」であるとされている。

CXG 50 のスコープ外であるベイズサンプリングを本情報提供文書で扱うことが議論となった。収載を強く主張するニュージーランド並びにドイツは、CCMAS 第 42 回会合並びに第 43 回会合において、より小さなサンプルサイズのサンプリングプラン作成への強い要望がありそれに応えるためであるとした。一方で、わが国は、情報提供文書開発の目的に立ち返り、その内容は CXG 50 のスコープに留めるべきであるとして、ベイズサンプリングに関する記述の全てを削除するよう求めた。このわが国からの求めに応じて、文書は part 1 から part 3 に分割された上で再構築され、ベイズサンプリングプランのみが part 3 として切り出されることとなった。なお、2014 年に開催された第 37 回 CAC において「情報提供文書は部会において実施されている検討の副産物でなければならない」とされており、情報提供文書の作成が検討の目的とされることはない。つまり、本情報提供文書に関しては CXG 50 改訂の副産物として作成されるものでなければならない。そのため、CXG 50 のスコープ外の内容の情報提供文書への収載は、手続きの観点からも認められるべきこと

ではない。なお、この文書構造の修正に加えて、わが国からは後述する文章のイントロダクションへの追加を求め、認められた。

CCMAS 第 44 回会合における結論は以下のとおりである。

・修正した情報提供文書を発行し各 Codex 部会に知らせることに合意した。

・新たな情報提供文書の発行に伴い、既存の情報提供文書“Practical examples of sampling plan”(サンプリングプランの実例集)を Codex web サイトから削除することに合意した。

・その他の App が開発され次第 Codex 事務局に送られ情報提供文書に含まれることになるとともに、その際には CCMAS に知らされること。

・ウェビナーのようなその他の支援策についても CCMAS web サイト上で利用可能になるであろうこと。

議題 6.2 CXS 234-1999 に収載されているサンプリングプランの点検

第 43 回会合(2024 年)において、サンプリングに関する情報提供文書の開発を検討する EWG の議長国であるニュージーランド及び共同議長国であるドイツにより CXS 234-1999 に収載されているサンプリングプランの点検が作業提案され、CCMAS による合意に従い EWG を設置し検討することとなった。

今次会合においてニュージーランドは、EWG の ToR として明記された CXS 234-1999 に含まれるサンプリングプランの点検に加え、マイコトキシン検査のためのバルクロットからのサンプリングプランを開発するための討議文書について検討したと説明した。後者について議論することには CCMAS の合意が得られておらず、本来、議場報告されるべきことではない。しかし、ニュージーランドはそのように説明したため、事案を 2 つに分けて整理する。

CXS 234 に収載されているサンプリングプランの点検

EWG は、CXS 234-1999 にサンプリングプランを収載するための現在の手続きの点検、及び CCMAS が承認したサンプリングプランを CXS 234-1999 に収載するにあたり含まれる可能性のあるサンプリングプラン情報の検討を目的に設置された。EWG の検討結果として要約される意見は以下の 4 つである。

・現在の様式の点検が必要である一方、CXS 234-1999 にサンプリングプランの情報を含める。

・個別の Codex 規格のそれぞれにサンプリングプランの情報を含める。

・サンプリングプランの情報だけを

含む、(CXS 234 と対になる)新たな規格を策定する。
・品目グループごとに、それらに適用されるサンプリングプランをまとめた規格を策定する。

その他、各サンプリングプランに関する情報は一貫して提供されるべきとされ、また、今次会合で決定する必要は無いが次回会合における議論に向けて、種々検討が進められるべきであり、そのために EWG の再設置が必要であるとされた。

議場での議論においてはまず、Codex 事務局が、サンプリングプランの集約等の検討は慎重に行うべきと注意を促した。その一方でブラジルは、CXS 234-1999 のように、サンプリングプランも単一規格に集約させるべきと意見した。単一規格を新たに作成するか、CXS 234-1999 への収載を進めるかに依らず、承認されたサンプリングプランを 1 箇所に集約することは、不整合をなくし、今後予定されている電子化に向けた準備としても有効であるとされた。一方で、サンプリングプランの集約は CCMAS にとって望ましいのであって、Codex 委員会全体の利益に最も適っているとは限らないとの指摘もあった。形式の決定以前に機能の明確化が重要であり、予め決められた文書構造に単純に合わせるのではなく、特定の品目と分析条項の組み合わせに基づく適切なサンプリングプランの同定という、実際の必要性に基づき進めるべきであるとする意見も提出された。その他、サンプリングプランを開発するための情報を誰が提供すべきなのかという疑問も提示された。さらにこの疑問に関しては、サンプリングプランの点検を考えた場合、既に散会あるいは休会している部会があることが課題として指摘された。

CCMAS 第 44 回会合において得られた本件に関する合意は以下の通りである。
・CXS 234-1999 に収載されているサンプリングプランの点検を行うための討議文書の作成を継続すること。特に、サンプリングプランの収載場所、様式、必要な情報、そして既存の品目と分析条項との組み合わせに対して適切なサンプリングプランの選択を決定するパラメータの評価に関する責任の所在について慎重に検討すること。
・各部会によるサンプリングプランの点検を CCMAS が支援する可能性があること。

<u>マイコトキシン検査のためのバルクマテリアル/不均質ロットを対象としたサンプリングプランの開発</u>

設置された EWG の ToR には含まれていない、(マイコトキシン検査のための)バルクマテリアル/不均質ロットを対象としたサンプリングプランの開発理由について、EWG 議長国であるニュージーランドは、前回会合においてバルクロット/不均質ロットを対象とした受け入れサンプリングへの強い関心が示されたためと説明している。またアフラトキシンが対象の一部となっていることについては、CXG 50 の改訂並びに情報提供文書の開発を通じて“General standard for contaminants and toxins in food and Feed”(CXS 193-1995)を点検した結果であり、これら品目と分析対象との組み合わせを対象とする別のサンプリングプランについても考察がされたためであるとしている。CXS 193-1995 に収載されているサンプリングプランについて点検すべき点の一部として、具体的に以下が挙げられてもいる。

・CXS 193-1995 に示されたインクリメント数では、健康危害につながる可能性のある汚染を見逃す可能性がある。

・通常、単一のコンポジットサンプルが分析されており、これはロットにおけるマイコトキシン濃度の平均化を意味する。ロットの中に高濃度汚染された部分があったとしても、分析結果は上限濃度未満や検出限界未満になる可能性がある。

・リスクに基づく方法に比べ、ベイズアプローチに基づく方法がより適切である。

CCMAS 第 44 回会合において本件に関して得られた合意は以下の通りである。

・マイコトキシン検査のためのバルクマテリアル/不均質なロットを対象としたサンプリングプランの開発を目的とした討議文書の作成を継続すること。次回会合において検討するためのサンプリングプランの提案を含み、本決定を Codex 汚染物質部会(CCCF)に知らせること。

・マイコトキシン検査のためのバルクマテリアル/不均質なロットを対象としたサンプリングプランの開発は CCCF との密接な連携の下で行うべきこと。

第 44 回会合において再設置が合意された EWG の ToR は以下の通りである。

・第 44 回会合における合意事項に沿って検討すること。

・CCMAS 第 45 回会合に提示するために、マイコトキシン検査のためのバルクマテリアル/不均質なロットを対象としたサンプリングプランに関する討議文書を作成すること。

C.D.(2)-1-6. 議題 7: 食品マトリクスにおける硝酸並びに亜硝酸イオン定量のための数的性能規準

CCFA 第 51 回会合(2019 年)において、硝酸並びに亜硝酸の投下量並びに残留濃度を食品添加物の一般規格(the General Standard for Food Additices; GFSA, CXS 192-1995)において設定することが決められたこと、及び CCFA 第 52 回会合(2021 年)が CCMAS に対して、乳製品(チーズ)、肉類、そして魚介類における代表的な分析条項に対して提案される残留濃度を定量するための方法開発を含む、分析法に関連する具体的な質問に回答することを要請したことを受け、CCMAS 第 42 回会合(2023 年)において米国を議長国とする EWG が設置された後、継続して検討が進められてきた。

今次会合においては、議長国である米国に加え共同議長国を務めたオーストラリアが、特定の食品マトリクスにおける硝酸及び亜硝酸を対象とする分析法の数的性能規準の設定、与えられた上限基準(ML)及び最低残留濃度の両方に適用可能な分析法情報の提供、分析法の分析対象に関する情報の明確化について引き続き検討が行われたことを報告した。

議場での議論の後に、CCMAS 第 44 回会合においては以下への合意が得られた。

・特定の食品マトリクスに含まれる硝酸及び亜硝酸を定量するための分析法に対して数的性能規準を設定すること。

・合意した数的性能規準及びそれを満たす分析法に関する情報等を CCFA に送付すること。

要点:CCFA による硝酸と亜硝酸の管理は、意図して添加された際の投下量と残留濃度の両方を対象に、様々な食品マトリクスに対して行われる。この目的を達成するために必要な分析法の数的性能規準の設定と、設定された数的性能規準を満たす分析法の例示が CCMAS に付託された。CCMAS は回付文書を送付し、各国から硝酸と亜硝酸を対象とする分析法の情報を集め、性能評価データを解析して数的性能規準を導出した。検討の過程において、一部の品目については妥当性確認が行われておらず数的性能規準を満たす分析法が存在しないことが明らかになったため、その情報も併せて CCFA に回答することとなった。わが国においても、特に亜硝酸の摂取に関する懸念が社会にはあることから、今後の CCFA の動向を注視するとともに今回の CCMAS による検討結果を有効に活用することが期待される。

C.D.(2)-1-7. 議題 8: 予防的アレルゲン表示のための分析法

CCFL 第 47 回会合に(2023 年)おいて、予防的アレルゲン表示に関連して標準化された分析法並びにサンプリングに関する助言を CCMAS に求めるとされたことを受け、CCMAS 第 42 回会合において米国を議長国、英国を共同議長国とする EWG を設置し、各種アレルゲンを対象とする分析法の情報収集、並びに近年発行された妥当性確認のためのガイダンス文書の解析等が進められてきた。前回会合においては、世界中で使用されているアレルゲン分析法のリストが示された一方で、使用される分析法へのコンセンサスがないことや、Codex 委員会の枠組における分析法の Typing システムにおいてアレルゲン分析法をどのように扱うのかといった課題も抽出された。さらに、CCFL からの要求を十分に満たしていないとの結論から、米国を議長国、英国を共同議長国とする EWG を再設置し検討が継続されていた。しかし、作成された討議文書が公開されたのは CCMAS 第 44 回会合の直前(4 月 25 日)であり、十分な議論ができていないとして議場での議論は行われず、米国を議長国、英国を共同議長国とする EWG を再設置し、以下を ToR として継続検討することだけが合意された。

・これまでに収集された分析法の情報を、利用可能な妥当性確認ガイドライン及び性能規準に照らして点検する作業を完了させること。

・分析法並びに分析法の妥当性確認に関する記述を単純化すること。

・CCMAS 第 45 回会合において検討するために、CCFL 第 49 回会合への返答案を作成すること。

・少なくとも会合開催の 3 ヶ月前には、Codex 事務局に報告書を提出すること。

C.D.(2)-1-8. 議題 9 CXS 234-1999 において同定される分析原理の名称並びに様式の整合

CXS 234-1999 における分析法は、現在、①品目名、②分析条項、③分析法名(分析法の規格番号)、④分析原理、⑤分析法の Typing により記述されている。しかし議題 4 として報告した CXS 234-1999 の点検を進める中で、分析原理の名称やその記述様式の不整合が課題として抽出された。そこで CCMAS 第 42 回会合において、本課題の討議文書をブラジルが作成することに合意した。第 43 回会合(2024 年)においては、分析結果に直接関連する技術に即した名称を分析原理に付けるべきことや、分析条項の名称は品目規格の記載に一致さ

せるべきこと等が議論された後、ブラジルを議長国、チリを共同議長国とする EWG を設置し引き続き討議文書を作成することで合意した。

今次会合においては、まずブラジルが EWG における検討結果を要約するとともに、分析法に関する用語の整合や分析原理や分析条項名称の様式開発が、今後 Codex ウェブサイト上での公開が予定されている分析法のデータベースを構築する上でも役立つことを説明した。

EWG が作成した討議文書には、以下の別添文書並びに付属文書が添えられていた。

・別添文書 I : CXS 234-1999 における分析原理及び分析条項の名称並びに様式の整合に関する討議文書

・付属書 A:分析原理

・付属書 B:分析原理に関する頭字語及び略語

・付属書 C:標準分析法参照元の頭字語のリスト

・付属書 D:分析条項のリスト

ブラジルは上記の別添文書 I 並びに付属書 A から付属書 C までを既存の情報提供文書“Comprehensive guidance for the process of submission, consideration, and endorsement of methods for inclusion in CXS 234”に含めることを提案し、米国はそれを支持した。今次会合においては、まず、別添文書 I 及び付属書 A から付属書 C について議論し、さまざまな修正を行った。その結果、付属書 A については点検が不十分であり、公開の準備ができていないとされた。

付属書 D は分析条項のリストである。本来、分析条項は規格策定の権限を有する個別品目部会が設定するものであり、CCMAS にはそれを修正等する権限はない。そのため、付属書 D の検討を先に進めるためには、個別品目部会やその他の関連部会との協働が必要であることが確認された。また、休会中あるいは散会した部会等があることに関して Codex 事務局は、CCMAS が分析条項の修正を必要とする場合には、CAC に意見を求めなければならないと説明した。

最終的に、今次会合では以下が合意された。

・討議文書の別添文書 I の表題を“Harmonization of names for principles in CXS 234-1999”(CXS 234-1999 における分析原理の名称の整合)に改め、付属書 A から付属書 C を含め、将来的には“Comprehensive guidance for the process of submission, consideration, and endorsement of methods for inclusion in CXS 234”に含めることを目的として、継続検討すること。

・付属書 D の分析条項のリストに関

しては、その対象を①校正のみ必要あるもしくは修正が必要ないもの、②活動中の個別品目部会等に権限があるもの、③休会中あるいは散会した部会に権限があるものに区別して議論を継続し、対応する勧告を行うこと。

・上記検討のために、ブラジルを議長国、チリを共同議長国とする EWG を再設置すること。

C.D.(2)-1-9. Codex ガイドライン等の翻訳

本研究においては、国内における Codex 文書の利活用の促進を期待し、これまでにも複数の Codex ガイドライン等の翻訳や解説を行ってきた。今年度研究においては 2025 年 5 月 21 日付けで Codex ウェブサイト上に公開された情報提供文書「測定値の不確かさ推定手順」(原題：Procedure for the Estimation of Measurement Uncertainty)を翻訳した。

当該情報提供文書は、分析値の品質を表現するための不確かさの具体的な推定方法を説明している。食品規格への適合判定を分析目的として想定して良く、その目的に沿った分析値の不確かさをどのように推定すべきか具体例が示されている。

やもすると机上の空論として説明されがちな不確かさについて、実用性や実行可能性も踏まえた記述がされており、食品分析を実施する試験所が不確かさを推定する際の参考にされることが期待される。

C.D.(2)-1-10. CCCF 第 18 回会合において扱われた議題のうち、CCMAS との関連性が高い 2 つの議題

CCCF 第 18 回会合の議題のうち、CCMAS への付託が予想される分析・サンプリング法に係る 2 議題について整理・解析した結果を以下に示す。

議題 7. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン(ステップ 7)

CCCF 第 12 回会合(2018 年)において、スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CXC 78-2017)に沿った取組を実施し、実施 3 年後に新たに収集する実態調査データ等に基づき、スパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値(Maximum Limit; ML)の設定について議論を再開することに合意した。この合意を受け、CCCF 第 14 回会合(2021 年)以降に乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシン、並びに乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシン A の ML 設定について議論を進め、CCCF による合意の得られた

ML 案が 2023 年に開催された第 46 回 Codex 総会(CAC)で最終採択された。続く CCCF 第 17 回会合(2024 年)では、策定された ML に関連するサンプリングプラン原案が検討され、概ね合意に至ったことから、ステップ 5 で CAC の予備採択に諮ることとされた。また、サンプリングプランの最終化に向けて、インドを議長国とする EWG においては、粉末スパイスのサンプリングプランの修正及び分析法の数的性能規準(Numerical Performance Criteria; NPC)の開発を検討することが確認されていた。

今次会合において EWG/PWG 議長国であるインドは、EWG 及び会合前日に開催された PWG での議論を踏まえ、CRD32 として配布されたサンプリングプラン改定案について、CCMAS に承認を求めた上で CAC の最終採択に諮るよう提案した。CRD32 により示された議論の要点及び変更点は下記の通りである。

・香辛料の貿易価格が高いことを考慮し、大粒香辛料(whole のナツメグ、乾燥とうがらし及びパプリカ)に対するインクリメントサンプルの重量は 100 g とする(CCCF 第 17 回会合において合意された値を維持)。

・ロット重量範囲の定義の重複を避けるため、粉末香辛料におけるインクリメントサンプルの重量を 80 g とする。それに伴い、対応する合一サンプル重量を修正する。

・Codex 委員会の慣行に従い、世界各国の検査機関が達成可能なように、分析法の数的性能規準を国際標準に整合させる。

・ML は総アフラトキシンのみに設定するとする CCCF 第 11 回会合(2017 年)の決定に従い、EWG で提案された AFB1 に対する個別の ML 設定提案を削除する。

議場では、提案されたサンプリングプランは概ね支持された。一方 EU は、過去に合意された木の実に対する総アフラトキシンのサンプリングプランにおいてインクリメントサンプルの重量は 200 g に設定されていること、また、大粒香辛料の汚染パターンは木の実と同様に不均一と予想されることから、大粒香辛料のインクリメントサンプルの重量を 100 g ではなく 200 g とすることを主張し、インドネシア、トルコ等もこれを支持した。本会合では、香辛料が高価であることを考慮し、最終的にインクリメントサンプルの重量を 100 g に維持することに合意した。

また、わが国の提案を受けて、ロットの適合判定の規則を「試験結果がコーデックスの ML 以下であればロットを受け入れ、それ以外はロッ

トを拒否する」と修正することに合意した。これは General standard for contaminants and toxins in food and feed (GSCTFF, CXS 193-1995)で現在使用されているサンプリングプランの適合判定規則と整合させるための修正であり、当該修正はセクション B 及び C にも適用されることとした。

今次会合で行われた変更を含めて広く支持が得られたことから、CCCF は本サンプリングプランについて、CCMAS 第 45 回会合(2026 年)による承認、第 49 回 CAC(2026 年)による最終採択及び CXS 193-1995 への収載の準備が整っているとして合意した。

以上の議論を踏まえ、CCCF は本サンプリングプランについて、CCMAS 第 45 回会合による承認を求め、第 49 回 CAC による最終採択に諮ることに合意した。

議題 15. 関連するサンプリングプランにおいて、構成成分の総量という概念を用いた総アフラトキシンの分析法に関する数的性能規準のレビュー

CCMAS 第 42 回会合(2023 年)より、General standard for contaminants and toxins in food and feed (GSCTFF, CXS 193-1995) に収載されている総アフラトキシンの分析法の既存の数的性能規準に代えて、構成成分の総量(sum of components)という概念を用いた数的性能規準を策定するよう要請を受けた。これを受け、CCCF 第 16 回会合(2023 年)においては、乳幼児用製品を含む特定の穀類及び穀類製品中の総アフラトキシン分析法の数的性能規準が検討され、CCMAS 第 42 回会合(2023 年)による修正を経て、第 46 回 CAC (2023 年)で最終採択された。なお、当該数的性能規準は、4 つのアフラトキシン分子種(AFB_1, AFB_2, AFG_1 及び AFG_2)の存在比を 1:1:1:1 と仮定した上で導出された。

本検討の有志国であるブラジルは、CCMAS の助言に従って採用されたアプローチ及び手続きマニュアルに記載された Guidelines for Establishing Numeric Values for Method Criteria に基づく数的性能規準設定のガイドラインについて説明した。その上で、加工用落花生、直接消費用木の実類及び加工向け木の実類、並びに乾燥イチジクについて、既に最終採択されている乳幼児用製品を含む特定の穀類及び穀類製品中の総アフラトキシン分析法の数的性能規準に準拠した数的性能規準案を提案した。また、CCCF に対し、本数的性能規準案を検討し、CCMAS に承認を求めた上で分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)へ収載するこ

とを提案した。

議場では、複数の国及び機関から、数的性能規準の開発アプローチに関して懸念が示された。総アフラトキシンは分析対象物質ではなく、通常は AFB_1, AFB_2, AFG_1 及び AFG_2 の合計として定量される。このため、総アフラトキシンを対象とした LOQ の数的性能規準を設定することにより、実際には個別のアフラトキシン分子種が定量されているにも関わらず、総アフラトキシンとしての定量結果は LOQ 未満と報告される可能性があると指摘された。また、総アフラトキシンの数的性能規準がどのように設定されたのか説明を求める意見もあった。

ブラジルからは、本アプローチは乳幼児用食品を含む特定の穀類及び穀類加工品に対して CCMAS が適用したアプローチと同じ手法である旨改めて説明がなされた。これを受けて、構成成分の総量に対する数的性能規準の設定は複雑な問題であり、Codex ウェブサイトに掲載された情報文書 Information document on criteria approaches for methods which use a‘sum of components’では、数的性能規準はケースバイケースで設定すべきとされていることが確認された。また、今後の数的性能規準の開発及び見直しに向けて、本アプローチに関する CCMAS からの明確な説明が有用であるとの意見が提出された。さらに、LOQ は分析値が LOQ 未満の場合の GEMS/Food database への必須入力項目の 1 つであり、採用されるアプローチはデータ提出にも影響を及ぼす可能性があるため、構成成分の総量に対する数的性能規準の設定について明確な指針が必要であることが指摘された。

上記の議論を経て、CCCF は数的性能規準を CCMAS に送付して検討及び承認を求めることについて概ね合意した。あわせて、議場で表明された懸念も踏まえ、数的性能規準を総アフラトキシンに対して設定すべきか、もしくは個別のアフラトキシン分子種に対して設定すべきか、また、総アフラトキシンに対して数的性能規準を設定する場合、分析結果をどのように報告するかについて、CCMAS からの助言を求めることに合意した。

Codex 事務局からは、数的性能規準の承認及び採択手続きについて説明がなされた。CCMAS により承認された数的性能規準は CXS 234-1999 に収載されること、また、それに伴い、CXS 193-1995 に収載されている現在の数的性能規準及び関連する記述を削除し、CXS 234-1999 への参照に置き換える形で修正されることが

説明された。

以上の議論を踏まえて、CCCF は以下について合意した。

・数的性能規準を CCMAS 第 45 回会合(2026 年)に送付し、本数的性能規準について承認及び CXS 234-1999 への収載を求める。

・Codex 事務局に対し、CCMAS が新たな数的性能規準を承認した後、現在の数的性能規準及び関連する記述を CXS 234-1999 への参照に置き換えることにより CXS 193-1995 内の関連する記述を修正し、CAC に通知するよう要請する。

・数的性能規準を総アフラトキシンに対して設定すべきか、もしくは個別のアフラトキシン分子種に対して設定すべきか、また、総アフラトキシンに対して数的性能規準を設定する場合、分析結果をどのように報告するかについて、CCMAS 第 45 回会合(2026 年)に助言を求める。

C.D. (3) CCFICS

CCFICS 第 27 回会合において設置された以下の EWG では、2026 年 10 月にオーストラリアのパースで開催予定の第 28 回会合に向けて検討が行われた。また、2026 年 3 月 17 日から 19 日に、ノルウェーのオスロで PWG が開催され、Establishment Listing Guidance(施設リスト作成ガイダンスの統合に関するワーキンググループ)及び Consolidation of Guidance on Equivalence(同等性に関するガイダンスの統合に関するワーキンググループ)における検討が行われた。

<u>同等性にかかるガイドラインの統合原案(ステップ 2/3)</u>

ニュージーランドを議長国、ケニアを共同議長国として EWG を設置した。

食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CXG 53-2003)」に含まれる「適切な保護水準(Appropriate level of sanitary protection: ALOP)」の定義を追加する提案がなされ、EWG で検討するとともに 2026 年 3 月 18 日から 19 日に PWG をオスロで開催し、検討を続けている。

・わが国の状況との関連

「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン(CXG101-2023)」において合意された内容等との齟齬がないようなガイドラインとすることに注視する必要がある。

<u>食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案 (ステップ 5)</u>

米国を議長国、英国、中国、EU、

イラン及びパナマを共同議長国とするEWGを設置した。

本ガイドラインの対象に「feed for food producing animals(食用動物のための飼料)」を含めるかの議論があったが、「may impact human food safety(人の食品安全に影響を与える可能性がある)」を削除し、「including, as appropriate, feed for food producing animals(必要に応じて、食用動物のための飼料を含む)」とすることで合意し、ガイドライン全体で食用動物のための飼料がどのように反映され、参照されているかについて引き続きEWGにおいて検討している。

セクション3(定義)では、「Food integrity(食品の清廉性)」及び「Food authenticity(食品の真正性)」を文書中に維持するかどうか意見が分かれたため、検討を続けている。

セクション6(役割と責務)では、EUから、セクション6の役割と責務、7の活動について、項目ではなく「当局」及び「食品事業者(Food Busines Operator: FBO)」でセクション分けすべきではないか提案があり、検討を続けている。

・わが国の状況との関連

食用動物の飼料については、「including, as appropriate, feed for food producing animals(必要に応じて、食用動物のための飼料を含む)」とすることで合意し、ガイドライン全体で食用動物のための飼料がどのように反映され、参照されているかについて引き続きEWGで検討することとなったが、飼料についてはヒトの食品の安全性に影響を与える範囲のみとして、消費者の健康保護及び食品貿易の公正性の確保のために、必要な範囲を本ガイダンスの対象とすべきとの立場であることから、今後の動向に注視する必要がある。

<u>食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則(CXG60-2006)の改訂及び更新原案(ステップ2/3)</u>

米国を議長国、オーストラリア、エクアドル、ホンジュラス、及び英国を共同議長国とするEWGを設置した。

セクション3(定義)では、Annex Iに記載している定義もこのセクションに記載し、必要なものについて検討を続けている。

・わが国の状況と関連

効率的なトレーサビリティ/製品トレーシングは、食品に起因する事案発生時の速やかな原因及び影響のある製品の特定に有効である。フードチェーン全体での運用が重要であることから、事業規模によらない実行可能性も考慮し、過剰な要求とな

らないように注視する必要がある。

輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンスに関するプロジェクト文書(ステップ 1)

インドを議長国、ナイジェリア、オーストラリア、チリ、及びケニアを共同議長国とする EWG を設置した。

EWG においては、輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンス案について検討を続けている。

・わが国の状況との関連

食品の輸入時における却下に伴う廃棄処分について、積み戻しや食用外転用等による食品ロス削減対策は重要であるが、「却下された食品の用途変更」と、提案している「処分に対する不服申し立て」は別の問題であるという認識であり、今後のガイドライン案作成作業の動向に注視する必要がある。

衛生要件の表現の標準化に関するプロジェクト文書(ステップ 1)

ブラジルを議長国、オーストラリア、スペイン、インド、ケニア及びウガンダを共同議長国とする EWG を設置した。

EWG においては、衛生要件の表現の標準化に関するガイダンス案について検討を続けている。

・わが国の状況との関連

電子証明書の衛生要件の標準化を行うことは、通関手続きの簡素化及び迅速化の促進に有効である。既存の衛生証明書の取扱いを維持し必要な検討をすることは意義のあることであるが、実行可能性も考慮し、過剰な要求とならないように今後のガイドラインの作成状況を注視する必要がある。

食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG89-2016)の改訂に関するプロジェクト文書(ステップ 1)

ノルウェーを議長国、オーストラリア、インド、モロッコ、サウジアラビア、及びスペインを共同議長国とする EWG を設置した。

EWG においては、施設リストの使用、策定及び運用の調和に関する原則及びガイドラインを含む改訂文書案について検討を続けている。また、2026 年 3 月 17 日から 18 日に PWG をオスロで開催し、検討が行われた。

国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化の原則に関するプロジェクト文書(ステップ 1)

オーストラリアを議長国、カナダ、ジャマイカ、オランダ及び英国を共

同議長国とするEWGを設置した。

EWGにおいては、NFCSにおけるデジタル化に関するハイレベルの原則案について検討を続けている。

E. 健康危険情報(研究班の活動全体を通じて)

なし

F. 研究発表(研究班の活動全体を通じて)

1. 論文発表

Yuan X, Matsuda R, Hayashi K, Toda M, Watanabe T: Pesticide residues in Japan's food supply: insights from 2013–2023 monitoring data. Food Addit Contam Part A. 42(10), 1365-1379, (2025).

渡邉敬浩:食品規格の実効に必要な分析の国際整合, 食の安全と微生物検査第1回講演会, 微生物検査,115(1), 5-18 (2025)

渡邉敬浩, 岩崎司:渡邉さんに聞いてみた, 乳業技術, 75, 2025, 78-84, (2026)

渡邉敬浩:安全で安心な乳・乳製品を消費者に届けるためにーなぜ、乳等命令理化学分析法の見直しが必要なのかー分析法の妥当性確認と国際整合が果たす役割, 乳業技術, 75, 2025, 1-26, (2026)

渡邉敬浩:有害物質等分析法の妥当性確認ガイドラインの改正について, 食品衛生研究, 76(3), 19-25 (2026)

2. 学会発表

渡邉敬浩:食品規格の実効に必要な分析の国際整合, シンポジウム__食のリスクマネジメントにおける国際整合性, (2025. 6.12)

吉成知也, 渡邉敬浩, 木村浩也, 栗原龍, 佐藤英子, 後藤麻美子, 福光徹, 朝倉敬行, 原有紀, 谷口賢, 鳥井昭良, 石田和暁, 榎田剛, 川西美穂, 中田俊芳, 七戸八重子, 座間俊輔, 大西貴弘: 小麦と大麦中のオクラトキシンA分析法の検討, 日本食品衛生学会第121回学術講演会 (2025. 10.23)

渡邉敬浩: 食品分析試験所のこれからのために-品質保証の振り返りと国際整合を踏まえた乳等命令理化学分析法の見直しについて, (公)日本乳業技術協会生乳検査技術者連絡会 (2025. 12.19)

G. 知的財産権の出願・登録状況(研究班の活動全体を通じて)

特になし